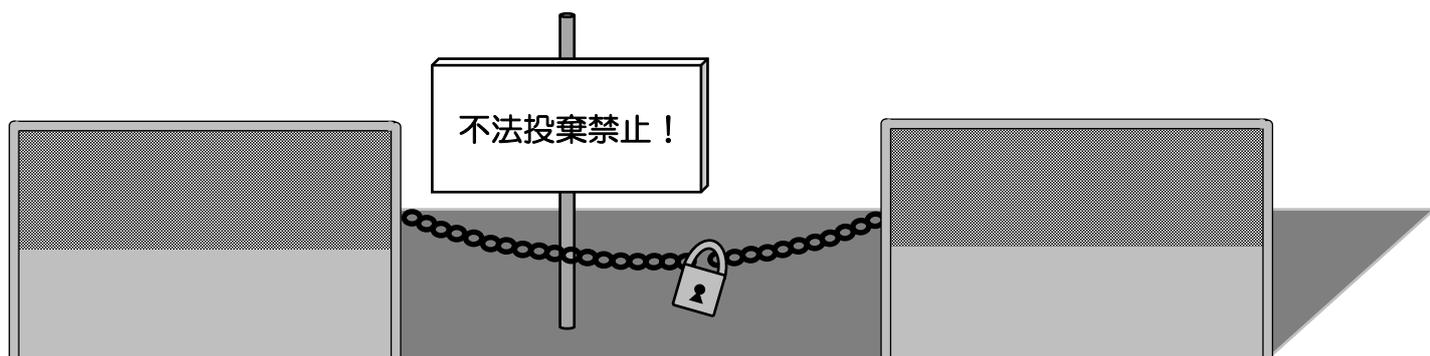


# 土地所有者等のあなたが 産業廃棄物の不適正処理に巻き込まれないために

(※本パンフレットにおいて土地所有者等とは、土地の所有者、管理者又は占有者を指します。)



大阪府環境農林水産部

(泉州地域以外) 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 電話 06-6210-9572 (直通)

(泉州地域) 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課 電話 072-439-3810 (直通)

※大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市の市域は  
府条例の適用外のため、各市役所に相談ください。

## 土地所有者等が巻き込まれる産業廃棄物の不適正処理

気がつかないうちに自分の土地に産業廃棄物が不法投棄されたり、大量に積み上げられる等、土地所有者等が産業廃棄物の不適正処理に巻き込まれるケースが跡を絶ちません。

ご自身の土地について、以下のような産業廃棄物の不適正処理にご注意ください。

### ケース1 土地を貸した相手（借主）が産業廃棄物を積み上げた

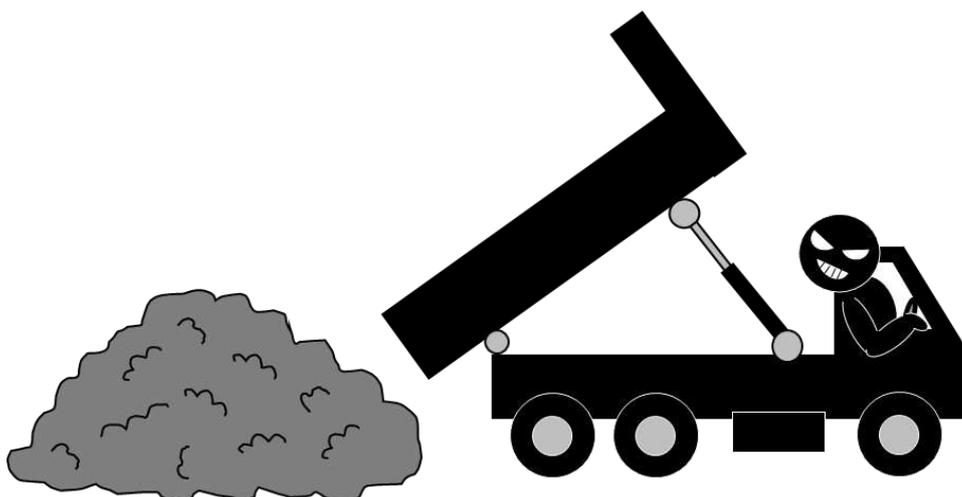
A氏は、土地を建設関係の資材置き場として貸した。現地を見に行くと、資材ではなく産業廃棄物が置かれていた。借主に確認すると、仮置きしているだけ、とのことだったので特に気にしなかった。その後、近隣から連絡があり現地へ行くと、産業廃棄物が大量に積まれており、借主へ処分を催促するもそのうち連絡がつかなくなった。

### ケース2 知らぬ間に産業廃棄物が積み上げられた

B氏は、山間部の狭い山道に隣接した土地を所有していた。めったに現地には行かなかったが、久しぶりに現地を見に行ったら、土地が改変され、産業廃棄物が山積みになっていた。

### ケース3 業者に土地造成を依頼したら、造成後に産業廃棄物が出てきた

C氏は、土地造成を業者に依頼したまま任せきりとしていた。作業が完了したので現地を確認したところ、表面に瓦等が見えたため掘返した。すると、木くずやコンクリートガラ等、家屋解体で発生したような産業廃棄物が出てきたので、業者に確認したが知らないと言われた。



## 土地所有者等の責務

◎「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第5条で土地の所有者、占有者の責務を規定しています。

◎加えて、大阪府では、大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年3月25日大阪府条例第6号、以下『条例』という。）を制定し、土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）の責務を規定しています。条文については次ページをご参照ください（条例第24条、第25条）。

## 土地所有者等のあなたがすべき対応例

### <不適正な行為を未然防止するための対応>

- 門扉やバリケード等の設置を行い、第三者が侵入できないようにする
- 定期的な見回りや防犯カメラの設置等、土地の管理（状況把握）をする
- 土地を貸す際に、借主に産業廃棄物の保管をするかしないか確認する（利用用途や条件を契約書等で明確にしておく）
- 土地を貸している場合、現地を定期的を確認する（利用条件が守られているか等）
- 資材や土砂と称して、廃棄物が持ち込まれていないか確認する（土砂の中に、瓦、レンガ、コンクリート片等の廃棄物が混ざっていないか）
- 知らない間にあなたが所有者となっている土地はないか確認する（親族から相続等）

### <不適正な行為が行われた場合の対応>

- 行政への通報や最寄りの警察署への相談をする
- 土地を貸している場合、借主へ警告をする
- 崩落や飛散流出のおそれがある場合、廃棄物の撤去等適切な措置を講じる

※上記の対応がなされていない場合、産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地の所有者等に対し、指導や勧告（条例第27条）を行ったり、措置命令（条例第28条）を発出することがあります。

また、勧告や措置命令に違反すると、氏名の公表や刑事告発がなされる場合があります。

## 第五章 土地所有者等の責務

### （土地所有者等の責務）

第二十四条 土地の所有者、管理者又は占有者(以下「土地所有者等」という。)は、当該土地における産業廃棄物の不適正な処理によって生活環境の保全上支障を生じさせることのないように努めるものとする。

2 土地所有者等は、自己が所有し、管理し、又は占有する土地(以下「所有地等」という。)において産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合には、知事への通報その他生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （所有地等を賃借人等に使用させる土地所有者等の責務）

第二十五条 土地所有者等は、その所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であって、産業廃棄物の発生又は搬入が予想されるときは、当該所有地等において当該他の者(以下「賃借人等」という。)が産業廃棄物の不適正な処理を行わないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有地等において、賃借人等によって産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合には、当該賃借人等への警告その他の産業廃棄物の処理が適正に行われるようにするための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （勧告等）

第二十七条 知事は、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認めるときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、第二十四条第二項又は第二十五条第二項に規定する措置を講ずるよう指導することができる。

2 知事は、生活環境の保全上特に必要があると認めるときは、前項の規定による指導に従わない者に対し、同項の措置を講ずるよう勧告することができる。

### （措置命令）

第二十八条 産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、知事は、当該処分が行われた土地に係る土地所有者等(廃棄物処理法第十九条の五第一項に規定する処分者等及び廃棄物処理法第十九条の六第一項に規定する排出事業者等(以下これらを「法対象者」という。)を除く。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

一 土地所有者等が、前条第二項の規定による勧告(第二十五条第二項に規定する措置に係るものに限る。)に従わないとき。

二 法対象者の資力その他の事情からみて、法対象者のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

三 土地所有者等が当該処分が行われることをあらかじめ知り、又は知ることができたときその他第二十五条第二項の規定の趣旨に照らし土地所有者等に支障の除去等の措置をとらせることが適当であるとき。

## 第八章 雑則

### （勧告に従わない者等の公表） ※該当条文のみ抜粋

第五十四条 知事は、第一九条、第二十二條、第二十七條第二項又は第四十九條（第五十條において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名または名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、第二十三條第一項又は第二八條の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

## 第九章 罰則

第六十條 第二十八條の規定による命令に違反した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。